

「改正労働者派遣法」に基づくマージン率の公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記に当社における情報提供項目を公開致します。

事業所の名称	阪急観光バス株式会社
事業所の所在地	〒531-0071 大阪府大阪市北区中津7丁目7番19号

①派遣労働者の数	—
②派遣先の数	—
③マージン率	実績なし
④労働者派遣に関する料金額の平均額	—
⑤派遣労働者の賃金額の平均額	—
⑥教育訓練に関する事項	入社時教育、運転技能訓練（基礎）、安全運転研修 接客サービス向上研修、コンプライアンス研修等